

○監査を担当する主たる担当部局の名称

機関名	担当部局名
内閣官房	内閣総務官室
内閣法制局	長官総務室
行政改革推進本部	行政改革推進本部事務局調整担当
人事院	事務総局総務課広報情報室
内閣府	大臣官房総務課
宮内庁	長官官房秘書課調査企画室
公正取引委員会	事務総局官房総務課
国家公安委員会	国家公安委員会会務官
警察庁	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
金融庁	総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室
消費者庁	消費者情報課
総務省	大臣官房政策評価広報課
公害等調整委員会	公害等調整委員会事務局総務課企画法規係
消防庁	総務課
法務省	大臣官房秘書課個人情報保護係
公安審査委員会	公安審査委員会事務局
公安調査庁	総務部総務課審理室
検察庁	最高検察庁監察室
外務省	大臣官房総務課
財務省	大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
国税庁	長官官房監督評価官室
文部科学省	大臣官房総務課文書情報管理室
文化庁	長官官房政策課
厚生労働省	大臣官房総務課情報公開文書室
中央労働委員会	中央労働委員会事務局総務課
社会保険庁	総務部総務課社会保険監察室
農林水産省	大臣官房情報評価課
林野庁	林政課(主担当:農林水産省大臣官房情報評価課)
水産庁	漁政課(主担当:農林水産省大臣官房情報評価課)
経済産業省	大臣官房秘書課監察室(大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室員が併任)
資源エネルギー庁	大臣官房秘書課監察室(長官官房総合政策課員が併任)
特許庁	総務部秘書課情報公開推進室
中小企業庁	大臣官房秘書課監察室(長官官房参事官室員が併任)
国土交通省	総合政策局情報安全・調査課情報危機管理室
運輸安全委員会	運輸安全委員会事務局総務課広報室
観光庁	総務課
気象庁	総務部総務課
海上保安庁	監察官事務室
環境省	大臣官房総務課情報公開閲覧室
防衛省	保有個人情報の管理に係る事務を統括管理等する機関保護管理者単位で指定する監査責任者が所属する機関(部隊)における部課室
会計検査院	事務総長官房法規課個人情報保護係

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	作業報奨金計算高基帳 (11ファイル351回)	マニュアル	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (3ファイル7回)	マニュアル	生活保護法第29条	都道府県、市町村	無		○
	処遇調査原簿 (17ファイル6回)	マニュアル	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県、市町村	無		○
	少年簿 (1ファイル2回)	マニュアル	生活保護法第29条	市町村	無		○
	少年簿 (5ファイル19回)	マニュアル	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県、市町村	無		○
	診療録 (1ファイル96回)	マニュアル	医療法第1条の4第3項	医療機関	無		○
	診療録 (4ファイル10回)	マニュアル	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	診療録 (1ファイル72回)	マニュアル	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	診療録 (1ファイル1回)	マニュアル	出入国管理及び難民認定法第28条第2項	入国管理局	無		○
	診療録 (2ファイル2回)	マニュアル	出入国管理及び難民認定法第59条の2、第62条第2項	入国管理局	無		○
	診療録 (10ファイル389回)	マニュアル	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県、市町村	無		○
	診療録 (16ファイル96回)	マニュアル	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	診療録 (2ファイル2回)	マニュアル	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	入院者索引簿(1回)	マニュアル	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル	感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律第53条の7	保健所	無		○
	被收容者身分帳簿 (4ファイル36回)	マニュアル	家事審判規則第8条	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 (5ファイル14回)	マニュアル	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 (37ファイル1,688回)	マニュアル	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	被收容者身分帳簿 (3ファイル68回)	マニュアル	公営住宅法第34条	都道府県、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (4ファイル13回)	マニュアル	更生保護法第30条	保護観察所	無		○
	被收容者身分帳簿 (17ファイル48回)	マニュアル	国税徴収法第141条	国税局	無		○
	被收容者身分帳簿 (2ファイル2回)	マニュアル	国税徴収法第146条の2	税務署	無		○
	被收容者身分帳簿 (31ファイル1,640回)	マニュアル	国民健康保険法第113条の2第1項	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル2回)	マニュアル	国民年金法第108条	社会保険事務所	無		○
	被收容者身分帳簿 (2ファイル11回)	マニュアル	児童扶養手当法第30条	社会福祉事務所、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (2ファイル4回)	マニュアル	児童福祉法第56条第8項	児童相談所、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル	住民基本台帳法第34条第2項	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (23ファイル1,153回)	マニュアル	出入国管理及び難民認定法第59条の2	入国管理局	無		○
	被收容者身分帳簿 (35ファイル315回)	マニュアル	生活保護法第29条	市町村、社会福祉事務所、保健福祉センター	無		○
	被收容者身分帳簿 (21ファイル764回)	マニュアル	精神保健および精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (35ファイル656回)	マニュアル	地方税法第20条の11	都道府県、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (2ファイル3回)	マニュアル	道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
	被收容者身分帳簿 (46ファイル406回)	マニュアル	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿 (8ファイル1回)	マニュアル	弁護士法第70条の7	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿 (2ファイル4回)	マニュアル	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項	都道府県公安委員会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿 (15ファイル30回)	マニュアル	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル2回)	マニュアル	民事訴訟法第226条	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル27回)	マニュアル	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル1回)	マニュアル	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル21回)	マニュアル	国民健康保険法第113条の2第1項	市町村	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル41回)	マニュアル	生活保護法第29条	市町村、社会福祉事務所、保健福祉センター	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル6回)	マニュアル	地方税法第20条の11	市町村	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル5回)	マニュアル	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル2回)	マニュアル	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル2回)	マニュアル	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	領置金基帳 (1ファイル1回)	マニュアル	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	領置金基帳 (13ファイル249回)	マニュアル	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	領置金基帳 (3ファイル9回)	マニュアル	生活保護法第29条	市町村	無		○
	領置金基帳 (2ファイル2回)	マニュアル	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	領置金基帳 (2ファイル3回)	マニュアル	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	領置品基帳 (1ファイル133回)	マニュアル	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	領置品基帳 (1ファイル1回)	マニュアル	国税徴収法第141条	国税局	無		○
	領置品基帳 (1ファイル29回)	マニュアル	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項	都道府県公安委員会	無		○
	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条、金融商品取引法第210条第2項	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
地方税法第20条の11			県税事務所、市区町村	無		○	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5			都道府県知事	無		○	
道路交通法第51条の5第2項			都道府県公安委員会	無		○	
少年法第16条第2項			家庭裁判所	無		○	
厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○			
年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○			

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条、金融商品取引法第210条第2項	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県知事	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	外国人登録記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条、金融商品取引法第210条第2項	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県知事	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	上陸審査における個人識別情報提供記録マスタファイル	電算処理	関税法第119条第2項	税関	無		○
	回収原票記録ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
外務省	在留届ファイル	電算機処理	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第9条第1項	国家公安委員会	無		○
	在留届ファイル	電算機処理	関税法第119条	税関	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算機処理	国税犯則取締法第1条第2項、所得税法第235第2項条及び消費税法第63条	国税庁、国税局及び税務署	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算機処理	関税法第105条の2及び消費税法第63条	税関	無		○
国税庁	個人課税台帳(524ファイル)	マニュアル	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	青色決算書・収支内訳書(524ファイル)	マニュアル	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(一般)(370ファイル)	マニュアル	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(納税猶予)(70ファイル)	マニュアル	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	支払決議書(524ファイル)	マニュアル	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	個人課税台帳(55ファイル)	マニュアル	恩給法第58条の4及び旧国会議員互助年金法第15条の2	総務省人事・恩給局	無		○
	源泉徴収義務者ファイル(418ファイル)	電算処理	国家公務員法第100条第4項	人事院	有		○
	酒類販売管理研修受講者名簿(1ファイル)	電算処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
厚生労働省	旧陸海軍等人事関係資料	電算処理	弁護士法第23条の2第2項、家事審判規則第8条	家庭裁判所、弁護士会	無		○
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	年金受給権者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第5号	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会	有		○
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ロ	全国健康保険協会	有		○
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号二	国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第5号	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会	有		○
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第2号	企業年金連合会	有		○
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第14号	独立行政法人福祉医療機構	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
厚生労働省	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第5号	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第14号	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第14号	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ホ	独立行政法人農業者年金基金	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第3号	国民年金基金連合会	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	市町村	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第2号	企業年金連合会	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第7号	沖縄振興開発金融公庫	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第1号	(株)日本政策金融公庫	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第14号	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	日本銀行	有		○
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	国家公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	雇用情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ホ	国家公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	介護保険情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方公務員共済組合連合会、国民健康保険中央会	有		○
	後期高齢者情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方公務員共済組合連合会、国民健康保険中央会	有		○
	国民健康保険情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方公務員共済組合連合会、国民健康保険中央会	有		○
	住民税対象者情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方税電子化協議会、市町村、地方公務員共済組合連合会	有		○
	外国送金情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	日本銀行、税務署	有		○
外国人脱退一時金情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	日本銀行	有		○	
共済組合員情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第2号イ	各都道府県社会保険労務士会	有		○	
共済受給権者情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第2号イ	各都道府県社会保険労務士会	有		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	年金受給権者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
経済産業省	鉱業権出願処理ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2	弁護士会	無		○
特許庁	産業財産権登録ファイル	電算処理	国税徴収法146条の2	税務署	無		○
			所得税法第235条第2項	税務署	無		○
			法人税法156条の2	国税不服審判所	無		○
			地方税法20条の11	市町村、県税事務所	無		○
国土交通省	海技士免許原簿ファイル	電算処理	刑事訴訟法第507条、海難審判法第27条第1項第4号、運輸安全委員会設置法第28条の3、年金記録確認第三者委員会令第7条	検察庁、海難審判所、運輸安全委員会、年金記録確認第三者委員会	無		○
	小型船舶操縦士免許原簿ファイル	電算処理	刑事訴訟法第507条、海難審判法第27条第1項第4号、運輸安全委員会設置法第28条の3、弁護士法第23条の2第2項、関税法第119条の2	検察庁、海難審判所、運輸安全委員会、弁護士会、税関	無		○
	自動車損害賠償保障事業システムファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、生活保護法第29条	地方裁判所、福祉事務所	無		○
	一級建築士マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
防衛省	駐留軍用地返還特措法関係給付金支払システム	電算処理	所得税法第225条	沖縄国税事務所	無		○
	駐留軍用地特措法関係土地所有者等一覧	電算処理	所得税法第225条	沖縄国税事務所	無		○
	借料計算システム	電算処理	所得税法第225条	沖縄国税事務所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
宮内庁	通行証交付ファイル	電算処理	3号	皇居内・赤坂御用地内に入門可能な商工業者、公共団体等の職員であることを周知させるため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成21年春の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○	
	平成21年秋の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○	
	平成21年園遊会(春)招待者名簿	マニュアル	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成21年園遊会(秋)招待者名簿	マニュアル	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
	消費者庁	景品・表示調査員名簿(23回)	マニュアル	1号	本人の同意があるため。	民間団体	無	
総務省	恩給等受給者データベース	電算処理	3号	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の制度周知のため。	厚生労働省社会・援護局	有		○
	総合無線局管理ファイル	電算処理	2号	電子申請普及促進実施計画に基づき、電子申請率の向上を図る文書送付のためのリスト作成のため。	四国総合通信局無線通信部企画調整課	無		○
法務省	旧司法試験第二次試験ファイル	電算処理	1号	本人の同意書があるため。	National Conference of Bar Examiners(全米弁護士試験委員会)	無	○	
	司法試験ファイル	電算処理	3号	司法修習の採用選考及び司法修習に関する事務のため。	最高裁判所	無		○
	司法試験ファイル	電算処理	3号	教育の効果の検証及び教育改善のため。	東京大学、公立大学	無		○
	司法試験ファイル	電算処理	4号	教育の効果の検証及び教育改善のため。	私立大学	無		○
	個別的処遇計画表(1ファイル1回)	マニュアル	3号	仮退院に係る事務のため。	家庭裁判所、更生保護委員会、保護観察所	無		○
	作業報酬金計算高基帳(2ファイル2回)	マニュアル	3号	民事訴訟上必要なため。	法務局	無		○
	処遇調査原簿(1ファイル1回)	マニュアル	3号	就労支援のため。	公共職業安定所	無		○
	処遇調査票(1ファイル44回)	マニュアル	3号	仮釈放等の通知のため。	検察庁	無		○
	処遇調査票(1ファイル6回)	マニュアル	3号	受刑者及び少年院在院者に対する就労支援実施のため。	公共職業安定所	無		○
	少年簿(2ファイル4回)	マニュアル	3号	国民健康保険事務処理のため。生活保護受給中者在所確認のため。児童扶養手当支給の要件確認のため。	市町村	無		○
	少年簿(6回)	マニュアル	3号	収容状況確認のため。	児童相談所	無		○
	少年簿(10回)	マニュアル	3号	生活保護受給中者在所確認のため。	社会福祉事務所	無		○
	少年簿(2回)	マニュアル	3号	収容状況確認のため。	大使館、領事館	無		○
	少年簿(1回)	マニュアル	3号	仮出院者の服薬状況及び帰住先の確認のため。	保健所	無		○
	少年簿(1ファイル3回)	マニュアル	4号	個人の病歴照会のため。	医療機関	無		○
	診療録(1ファイル18回)	マニュアル	2号	強制退去手続のため。	入国管理局	無		○
	診療録(1ファイル3回)	マニュアル	3号	行政相談に係る事務処理のため。	行政評価事務所	無		○
	診療録(2ファイル10回)	マニュアル	3号	病状照会・保険給付に係る事務のため。	市町村	無		○
	診療録(14ファイル87回)	マニュアル	4号	不服申立審査のため。	弁護士会人権擁護委員会	無		○
	診療録(2ファイル2回)	マニュアル	3号	病状照会のため。	大使館、領事館	無		○
	診療録(1回)	マニュアル	2号	病状照会のため。	入国管理局	無		○
	診療録(3ファイル8回)	マニュアル	3号	感染症の予防及び感染症患者の健康診断のため。病状照会のため。	保健所	無		○
	診療録(2ファイル14回)	マニュアル	3号	民事訴訟法上必要なため。人権侵害申立に係る事務処理のため。	法務局	無		○
	診療録(13ファイル120回)	マニュアル	4号	個人の病歴照会のため。	医療機関	無		○
	診療録(12回)	マニュアル	4号	保険給付に係る事務のため。	保険会社	無		○
	入院者索引簿(1回)	マニュアル	3号	児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のため。	児童相談所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	入院者索引簿(2ファイル21回)	マニュアル	3号	国民健康保険事務処理のため。就労支援のため。児童扶養手当支給の要件確認のため。	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿(3ファイル4715回)	マニュアル	1号	国民健康保険事務処理のため。運転免許証更新手続のため。生活保護受給申請のため。	本人	無		○
	被收容者身分帳簿(4ファイル198回)	マニュアル	3号	就労支援のため。	公共職業安定所	無		○
	被收容者身分帳簿(1ファイル13回)	マニュアル	2号	行政相談に係る事務処理のため。	行政評価事務所	無		○
	被收容者身分帳簿(8ファイル328回)	マニュアル	2号	強制退去手続のため。	入国管理局	無		○
	被收容者身分帳簿(8ファイル639回)	マニュアル	2号	強制退去手続のため。仮釈放等の通知のため。犯罪捜査に有効に活用されるものと認められるため。	入国管理局	無		○
	被收容者個人データファイル(1ファイル12回)	電算	3号	警察法第2条第1項の規定により警察の責務とされる犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため。	警察庁	無		○
	被收容者身分帳簿(21ファイル131回)	マニュアル	3号	子供を対象とする暴力的犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報提供のため。性犯罪者出所者情報・仮釈放等の通知・被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報提供のため。	警察庁	無		○
	被收容者身分帳簿(59ファイル26,640回)	マニュアル	3号	被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知のため。加害者処遇状況等の通知のため。刑の執行終了等における検察官に対する通報のため。被收容者が死亡した場合における通報のため。仮釈放等の通知のため。	検察庁	無		○
	被收容者身分帳簿(8ファイル36回)	マニュアル	3号	税徴収に係る在所確認のため。	国税局	無		○
	被收容者身分帳簿(4ファイル27回)	マニュアル	3号	税徴収に係る所在調査のため。	国税局、都道府県、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿(49ファイル1,355回)	マニュアル	3号	自動車損害賠償保障に係る国の債権の管理上債務者確認のため。	国土交通省	無		○
	被收容者身分帳簿(3ファイル3回)	マニュアル	3号	国の債権に関する債権者確認のため。	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿(1ファイル1回)	マニュアル	3号	債権管理事務のため。	公共職業安定所	無		○
	被收容者身分帳簿(3ファイル5回)	マニュアル	3号	雇用保険の失業給付金搾取に係る返還請求のため。労働者災害補償に係る事務のため。	労働基準監督署	無		○
	被收容者身分帳簿(40ファイル10,991回)	マニュアル	3号	刑の執行終了等の場合における通報のため。国民健康保険等事務処理のため。親族不明の者に係る親族関係確認のため。收容事務に関する照会・税徴収に係る所在確認のため。養護老人ホームへの入所手続のため。	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿(10ファイル57回)	マニュアル	3号	收容者が保護者となっている児童について児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のため。保護者の確認・乳児委託のため。	児童相談所	無		○
	被收容者身分帳簿(8ファイル441回)	マニュアル	3号	生活保護受給中の者の在所確認のため。児童扶養手当支給の要件確認のため。	社会福祉事務所	無		○
	被收容者身分帳簿(24ファイル263回)	マニュアル	3号	生活保護受給中の者の在所確認のため。児童扶養手当支給の要件確認のため。	社会福祉事務所、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿(2ファイル3回)	マニュアル	3号	国税滞納処分のため。	税務署	無		○
	被收容者身分帳簿(1ファイル15回)	マニュアル	3号	收容状況確認のため。人権救済事務処理のため。	大使館	無		○
	被收容者身分帳簿(19ファイル378回)	マニュアル	3号	收容状況確認のため。人権救済事務処理のため。	大使館、領事館	無		○
	被收容者身分帳簿(5ファイル1389回)	マニュアル	3号	刑の執行終了時における通報のため。国民健康保険事務処理のため。住民基本台帳の住民移動の届出のための入所確認のため。住民税に係る事務処理のため。退職金返納に係る收容状況確認のため。	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿(5ファイル6回)	マニュアル	3号	県営住宅入居中の者の在所確認のため。	都道府県	無		○
	被收容者身分帳簿(2ファイル2回)	マニュアル	2号	入出国管理及び難民認定法に係る捜査のため。強制退去手続関係のため。	入国管理局	無		○
	被收容者身分帳簿(1ファイル1回)	マニュアル	3号	生活保護受給者所在確認のため。	福祉事務所	無		○
被收容者身分帳簿(11ファイル56回)	マニュアル	4号	人権救済立入りの所在確認のため。	弁護士会	無		○	
被收容者身分帳簿(3ファイル24回)	マニュアル	3号	出所者に係る感染症の予防及び感染症患者に対する健康診断実施のため。措置診察の要否の検討のため。	保健所	無		○	
被收容者身分帳簿(3ファイル53回)	マニュアル	3号	生活保護受給中の者の在所確認のため。児童扶養手当支給の要件確認のため。仮釈放に係る事務のため。	保護観察所	無		○	
被收容者身分帳簿(4ファイル44回)	マニュアル	3号	民事訴訟上必要なため。人権侵害立入りに係る事務処理のため。	法務局	無		○	
被收容者身分帳簿(1ファイル1回)	マニュアル	3号	国籍取得手続上の在所確認のため。	法務局	無		○	
被收容者身分帳簿(13ファイル54回)	マニュアル	3号	保険給付に係る求償事務のため。労働災害者補償に係る事務のため。国の損害賠償請求権の行使のため。雇用保険の失業給付金詐取に係る返還請求のため。	労働局、労働基準監督署	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿(1ファイル14回)	マニュアル	4号	人権侵害救済申立事件に関する調査のため。	弁護士会人権擁護委員会	無		○
	被收容者人名簿(2ファイル2回)	マニュアル	3号	再被害を防止する上での在所確認のため。	警察署	無		○
	被收容者人名簿(1ファイル9回)	マニュアル	3号	運転免許証更新事務のため。	都道府県公安委員会	無		○
	被收容者人名簿(4ファイル29回)	マニュアル	3号	債権管理事務のため。	国土交通省	無		○
	被收容者人名簿(1ファイル1回)	マニュアル	3号	債権処理のため。	株式会社日本政策金融公庫	無		○
	被收容者人名簿(14ファイル1,734回)	マニュアル	3号	生活保護受給中の者の所在確認のため。	社会福祉事務所、市町村	無		○
	被收容者人名簿(6ファイル39回)	マニュアル	3号	児童等の保護者調査のため。收容者が保護者となっている児童について児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のため。乳児委託のため。	児童相談所	無		○
	被收容者人名簿(1ファイル1回)	マニュアル	4号	懲戒請求事件調査結果送達に係る在所確認のため。	弁護士会	無		○
	被收容者人名簿(2ファイル6回)	マニュアル	3号	出所者に係る感染症の予防及び感染症患者に対する健康診断実施のため。	保健所	無		○
	被收容者人名簿(1ファイル1回)	マニュアル	3号	国籍取得手続上の在所確認のため。	法務局	無		○
	領置金基帳(2ファイル5回)	マニュアル	3号	民事訴訟上必要なため。	法務局	無		○
	領置品基帳(1ファイル1回)	マニュアル	3号	国税滞納処分に係る金品等調査のため。	国税局	無		○
	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	第3号	旅券の二重発給を防止するため。	外務省	有		○
			第3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○
	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	第3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○
			第3号	適正な生活保護の適用に必須であるため。	社会福祉事務所	無		○
	回収原票記録ファイル	電算処理	第2号	適正な帰化許可申請業務に必須であるため。	法務省民事局及び法務局・地方法務局	無	○	
電算処理		第3号	適正な犯罪事務等に資するため。	検察庁	無	○		
外務省	在日外国報道関係者ファイル(8回)	電算機処理	2号	所掌事務の遂行上、必要があると判断されたため。	本省課室、在外公館	無		○
	在日外国報道関係者ファイル	電算機処理	3号	警視庁広報課の所掌業務の遂行に必要があると判断されたため。	警視庁	無		○
	在留届ファイル(5回)	電算機処理	3号	独立行政法人の所掌事務遂行のために必要不可欠であったため。	独立行政法人住宅金融支援機構	無		○
	旅券発給原簿	マニュアル	3号	旅券の発給事実と出入国日本人の突き合わせを行うことにより出入国に係る不正行為を防止するため。	法務省入国管理局	有		○
	旅券管理マスタファイル	電算機処理	3号	旅券の発給事実と出入国日本人の突き合わせを行うことにより出入国に係る不正行為を防止するため。	法務省入国管理局	有		○
	旅券管理マスタファイル	電算機処理	3号	結核感染者が搭乗した航空機に乗り合わせた者を追跡調査し、健康診断を受診させるため。	厚生労働省健康局	無		○
国税庁	個人課税台帳(38ファイル)	マニュアル	一号	本人同意による提供の依頼があったため。	年金事務所	無		○
	個人課税台帳(35ファイル)	マニュアル	一号	本人同意による提供の依頼があったため。	年金記録確認第三者委員会	無		○
厚生労働省	職業訓練受講指示システム	電算処理	3号	職業訓練受講指示に係る審査に必要なため。	独立行政法人雇用・能力開発機構秋田センター	有		○
	外国人求職情報システム	電算	1号	求人企業への人材情報の提供のため。	システム利用登録企業	有		○
	求職公開登録者ファイル	電算	1号	求人企業への人材情報の提供のため。	システム利用登録企業	有		○
	災害調査復命書	マニュアル	3号	労働災害に関する資料に基づき工学、理学等様々な観点から専門的に分析等を行い、事業場における労働災害防止に資する結果を得るため。	独立行政法人労働安全総合研究所	無	○	
	労働者死傷病報告	電算	3号	労働災害に関する資料に基づき工学、理学等様々な観点から専門的に分析等を行い、事業場における労働災害防止に資する結果を得るため。	独立行政法人労働安全総合研究所	無	○	
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算	3号	リハビリテーション施設及び被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営の業務が、円滑かつ能率的におこなわれるようにするため。	(財)労働者健康福祉機構	有		○
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算	3号	特別弔慰金等の支給に係る業務が、円滑かつ能率的におこなわれるようにするため。	(独)環境再生保全機構	有		○
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算	4号	本人は提供先から支援金の贈与を受けることができ、本人の利益になることが明らかのため。	(財)藤田建設労務支援会	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2)法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会	有		○
			4号	業務の実施に必要なため。	全国健康保険協会	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			3号	年金の支給停止に必要なため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会	有		○
			4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため。	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	独立行政法人福祉医療機構	有		○
			3号	調査等を行うため。	厚生労働省年金局	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			3号	年金の支給停止に必要なため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	独立行政法人福祉医療機構	有		○
			4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため。	(財)船員保険会	有		○
			3号	調査等を行うため。	厚生労働省年金局	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			3号	年金の支給停止に必要なため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	国民被保険者ファイル	電算処理	3号	貸付条件の審査等のため。	独立行政法人福祉医療機構	有		○
			3号	国民年金と農業者年金の被保険者期間の整合性の確保のため。	独立行政法人農業者年金基金	有		○
			4号	国民年金基金の加入資格の確認のため。	国民年金基金連合会	有		○
			3号	国民年金基金制度周知のため。	厚生労働省年金局	有		○
			3号	市町村が行う国民年金事務の円滑な遂行のため。	市町村	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため。	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	沖縄振興開発金融公庫	有		○
			4号	貸付条件の審査等のため。	(株)日本政策金融公庫	有		○
3号			退職者医療制度対象者の適正な適用のため。	厚生労働省保険局	有		○	
3号			貸付条件の審査等のため。	独立行政法人福祉医療機構	有		○	
3号			年金の支払を円滑に行うため。	日本銀行	有		○	
基礎年金番号管理ファイル	電算処理	4号	基礎年金番号の確認のため。	国家公務員共済組合連合会	有		○	
		4号	基礎年金番号の確認のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○	
		3号	基礎年金番号の確認のため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○	
		4号	基礎年金番号の確認のため。	農林漁業団体職員共済組合	有		○	
雇用情報ファイル	電算処理	4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	国家公務員共済組合連合会	有		○	
		4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○	
		3号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○	
		4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	農林漁業団体職員共済組合	有		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	介護保険情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			4号	特別徴収を円滑に行うため。	国民健康保険中央会	有		○
	後期高齢者情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			4号	特別徴収を円滑に行うため。	国民健康保険中央会	有		○
	国民健康保険情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			4号	特別徴収を円滑に行うため。	国民健康保険中央会	有		○
資源エネルギー庁	自家用電気工作物データベース	電算処理	3号	自家用電気工作物設置事業者に対する周知書類発送業務のため。(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく業務)	都道府県	無		○
	自家用電気工作物データベース	電算処理	3号	自家用電気工作物設置事業者に対する周知書類発送業務のため。(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく業務)	市町村	無		○
	自家用電気工作物データベース	電算処理	3号	自家用電気工作物設置事業者に対する周知書類発送業務のため。(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく業務)	都道府県	無		○
	自家用電気工作物データベース	電算処理	3号	自家用電気工作物設置事業者に対する周知書類発送業務のため。(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく業務)	都道府県	無		○
国土交通省	船舶原簿	電算処理	3号	地方税法第389条第1項に基づく固定資産税の税額決定等のため。	総務省自治税務局固定資産税課	有		○

【開示請求の状況(処分の状況)】

① 延長手続を採らずに行った処分に係るもので30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
法務省	日本人出帰国マスタファイルに係る開示請求	H21.10.30	H22.1.19	H22.1.29	10	補正中であると誤認していたため。
	在留資格認定証明書交付申請の際に提出した書類等の開示請求	H21.10.1	H21.11.2	H21.11.10	8	協議の結果待ちの間に決定期限を超過してしまったため。
国税庁	個人事業の開廃業届出書 所得税の青色申告承認申請書	H22.1.16	H22.2.25	H22.3.2	5	主管部門での確認怠り及び総務課における進行管理の不徹底のため。
厚生省	診療費請求内訳書(平成21年3月から現在まで)開示	H21.9.11	H21.10.11	H21.11.6	26	当該請求書で、可能な限り直近までのレセプト開示を本人が希望したため。
	群馬職業能力開発促進センターが発行した修了証書	H21.3.13	H21.4.15	H21.4.23	8	請求人が電話及び文書依頼による補正に応じなかったため、処理に時間を要したため。
	疾病・障害認定審査会感染症予防接種審査会分科会の議事録	H21.3.19	H21.5.10	H21.5.20	10	所管業務が著しく繁忙であり、また、関係文書の点検に時間を要したため。
国土交通省	不明(記載されている内容、文字が判読不能)	H20.10.3	H20.11.24	H21.12.14	385	開示請求書の判読に時間を要したため。

【開示請求の状況(処分の状況)】

② 延長手続を採って行った処分に係るもので延長した期限までに決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
厚生労働省	死亡した元職員に係る退職金、給与などの死亡後に支払われた額が分かる資料	H21.7.30	H21.10.11	H21.10.19	8	前例が存在しないことから、当該作業に慎重を期した結果、期限までに決定することができなかったため。

【開示請求の状況(処理の状況)】

③ (次年度に処理を持ち越した事案のうち)延長手続を採っていない事案で、30日を超過しているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
国土交通省	行政文書の作成理由に関する開示請求	H18.9.27	H18.10.27	1251	業務が多忙を極めていることに加え、対象となる行政文書の特定に時間を要しているため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

④ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国家公安委員会	本人に係る保有個人情報に対する開示請求について形式的不備となした不開示決定	H21.2.19	H21.7.8	139	意見陳述が行われる予定もあり、慎重な検討を要したため。
総務省	年金記録確認地方第三者委員会の審議に用いた資料の開示請求に対する部分不開示決定を不服とするもの	H20.10.29	H21.12.24	421	処分庁を経由して申し立てられた審査請求であったが、処分庁の担当者が他の業務で非常に多忙であったことから、処分庁で滞留していたため。
法務省	昭和63年度論文式試験の科目別得点及び口述試験の科目別得点等の不開示決定(不存在)を不服とするもの	H20.9.16	H21.5.11	237	審査請求事案以外の所管業務が繁忙であったため。
	平成19年に実施された新司法試験における、選択式科目(国際関係法(公法))論文式答案及びその成績を記した書面等の不開示決定を不服としたもの	H19.12.20	H22.3.4	805	本件は先例がなく、不開示条項該当性の解釈について慎重に検討する必要がある、かつ他の情報公開案件の処理と重なったため。
	本人が特定刑事施設収容中に同所職員から受けた取調べ時の供述調書等の不開示決定(適用除外)を不服とするもの	H21.5.28	H21.9.3	98	他の業務の処理と重なったため。
	被收容者の不服申出に係る判定書の調査内容の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H20.5.12	H21.9.24	500	業務が繁忙を極めているため。
	被收容者が隔離収容された際の報告書等の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H20.5.12	H21.9.24	500	業務が繁忙を極めているため。
	被收容者が隔離収容された際の報告書等の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H20.5.1	H21.9.24	511	業務が繁忙を極めているため。
	仮放免許可申請関係記録を一部不開示とした処分を不服とするもの	H20.12.21	H21.4.9	109	業務が繁忙を極めているため。
	在留資格認定証明書交付申請に係る提出書類の一部を不開示とした処分を不服とするもの	H21.9.28	H22.1.18	112	業務が繁忙を極めているため。
厚生労働省	特定日に実施されたあっせん事案に係る「あっせん概要記録票」の開示請求に対する特定労働局長が行った処分	H21.5.7	H21.11.17	194	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日に申請したあっせんに係る書類一切	H21.8.28	H22.2.3	159	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日に医政局医事課に提出された請求人の個人情報及び医師法違反での立ち入り検査要求申請書	H20.11.5	H22.1.14	435	審査請求事案以外の所管業務が繁忙であるため。
	育児診療科に係る外来診療録	H21.7.13	H22.3.31	261	原処分は診療録を全部不開示とするものであったが、不服申立てを受けた審査庁においては、主治医が記載する箇所以外は開示すべきと判断したところ。審査庁から審査会へ諮問するにあたり20頁を超える診療録の公開箇所について、審査庁と処分庁の主治医との間で精査に時間を要したため。
	申告した特定事業場に係る申告処理台帳一式	H18.6.20	H22.1.26	1316	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労基署に申告した監督復命書及び申告処理台帳	H18.7.28	H22.2.10	1293	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	申告に係る監督復命書及び添付書類	H19.3.7	H21.12.1	1000	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	本人の特定事業場に係る申告処理台帳	H19.6.11	H21.6.15	735	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労災事故に関する監督復命書	H19.7.2	H22.1.13	926	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	申告処理台帳	H19.7.10	H21.12.1	875	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度申告処理台帳に添付されているタイムカード	H19.8.17	H21.12.9	845	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	申告処理の過程において作成された賃金計算書一式	H19.9.27	H22.1.13	839	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日に本人が被災した事故にかかわる災害時監督復命書	H19.12.21	H22.2.3	775	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	本人のタイムカード、是正勧告書、会社の上申書、答弁書、是正報告書	H20.1.4	H22.1.26	753	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	本人に関する特定労働基準監督署の労働相談票(特定年度分)	H20.2.6	H22.1.26	720	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	本人に関する特定労働基準監督署の申告処理台帳(特定年度分)	H20.2.6	H22.1.26	720	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

【開示請求の状況（不服申立ての処理日数の状況）】

④ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定日に労働基準法第9条にいう「労働者に該当するか否か。」を判断してもらうために、特定労働基準監督署の次長等が私の勤務先に現地調査のために訪れた際の、調査結果報告書その他これに添付された一切の文書	H20.3.17	H22.1.27	681	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日に特定労働基準監督署に対して、路線バス運転士として勤務する特定時事業場の労働大田告示「自動車運転者の労働時間等の改善基準」違反を申告した事に基づく申告処理台帳一式	H20.3.25	H21.4.14	385	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定監督署における特定時期のの障害状態調査書及び主治医、労災医員、専門医の意見書	H19.6.25	H22.3.26	1005	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	特定年度業務上外調査復命書の開示	H19.8.13	H22.3.26	956	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	特定日を傷病日とした化学物質過敏症に係る労災保険給付請求に関する資料すべて(特定期間)	H20.2.28	H22.2.3	706	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	特定日を傷病日とした化学物質過敏症にかかる労災保険請求に関する資料全て(特定期間)	H20.3.27	H22.2.5	680	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	特定労働基準監督署に申告した特定事業場に関する申告処理台帳一式	H20.8.12	H22.3.29	594	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定事業場に対して審査請求人が申し立てた申告処理台帳	H20.10.7	H22.3.8	517	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労基署から交付された是正報告書に対しての是正報告書の内容(申告者にかかる部分)	H20.10.7	H21.8.28	325	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	私が特定日付けで、特定労働基準監督署を経由して特定労働基準監督署へ対し労働基準法第104条に基づく申告を行った、特定事業時応に係る申告処理台帳	H20.12.24	H22.3.25	456	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署より開示請求者に開示された特定事業場社長より同監督署長宛の特定日付けは正勤告書について(報告)と頭記された文書に明記されている「同監督署長より同社長宛の特定日付けの是正勤告書	H21.1.6	H22.3.25	443	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	私が特定事業場で働いていたときの資金の支払いについて相談した際の特定労働基準監督署が会社に対して指導した書類一式と、会社から特定労働基準監督署に提出された私の労働に関する記録一切(労働日付の分かる物)	H21.1.16	H22.2.3	383	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日に特定労働基準監督署が受理した申告に対して作成した申告処理台帳及び添付書類すべて	H21.2.10	H22.3.31	414	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署より開示請求者に開示された特定事業場社長より同監督署長宛の特定日付けは正勤告書について(報告)と頭記された文書に明記されている「同監督署長より同社長宛の特定日付けの是正勤告書	H21.2.23	H22.1.13	324	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日付け、特定労働基準監督署長から通知された労災保険不支給決定通知にかかわる調査結果復命書	H20.5.7	H22.2.17	651	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	請求人の遺族補償請求及び葬祭料に対する不支給決定に関し、事業場から提出された資料及び調査復命書	H20.6.17	H21.11.16	517	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	休業補償給付請求に関して、特定社会保険事務局等と特定労働基準監督署間で交わした文書等	H20.7.25	H21.4.8	257	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	補償給付実地調査復命書	H20.8.1	H22.1.19	536	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
審査請求事件綴一式	H20.8.11	H21.10.27	442	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
療養・休業不支給決定処分取消審査請求事件綴	H20.9.22	H22.2.23	519	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
給付調査復命書及び添付資料	H20.10.6	H22.3.25	535	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

④ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定労働基準監督署で作成された業務上外決定にかかる自治調査復命書及び同腹名所に添付された書類一切	H20.10.9	H22.2.23	502	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	休業補償給付請求に係る調査復命書及び添付資料	H20.10.23	H22.3.25	518	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	遺族補償年金の金額及び今後支給される遺族補償年金がわかるものとしての検索帳票	H20.10.27	H22.1.12	442	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	補償給付実地調査復命書	H20.11.10	H22.3.26	501	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	・請求人が、特定日に特定労働基準監督署に提出した3通の労災補償給付請求書の原本及び欠損していない写し ・特定番号の訴訟において裁判所に提出された、別紙記載の乙号証を複写した原紙が編綴されている各綴一式 ・請求人が、特定日に特定労働基準監督署に提出した3通の労災補償給付請求書の原本から複写した各請求書	H20.11.27	H21.10.27	334	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	請求人の遺族補償一時金不支給処分取り消し事件決定書にかかる審査資料	H20.12.19	H22.3.26	462	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	・特定番号の訴訟関係文書で、裁判所に提出されていない部内で作成された文書(地裁について) ・特定番号の訴訟関係文書で、裁判所に提出されていない部内で作成された文書(高裁について)	H20.12.26	H22.2.15	416	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	請求人の審査請求事件番号に係る関係文書綴	H21.1.13	H22.2.9	392	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	遺族給付請求書、監督者が調査した調査書類及び添付書類、決定決議	H21.1.28	H22.1.13	350	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	遺族補償年金支給請求書、調査結果復命書及び添付書類、決定決議書	H21.1.30	H22.3.31	425	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	休業補償給付及び遺族補償給付の支給決定に係る調査結果復命書	H21.2.5	H22.2.8	368	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	休業補償給付について申請して処分が出るまでの書類一式	H21.2.10	H22.3.25	408	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	私の労災調査に関して、特定病院より提出された、健康診断記録、診療履歴、雇入年月日、タイムカード等、私、個人に関するものすべて	H21.2.19	H22.1.19	334	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	休業補償に係る調査復命書	H21.2.25	H22.3.31	399	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	労働者災害補償給付等の不支給決定に係る、請求書、調査復命書等の調査関係書類	H21.3.2	H22.3.31	394	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	請求人の特定日付労災保険給付請求、特定日付不支給決定に係る保有個人情報	H21.3.12	H22.2.9	334	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	請求人の特定日付労災保険給付請求、特定日付不支給決定に係る保有個人情報	H21.3.30	H22.2.15	322	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	私の夫が仕事によって発症した脳・心臓疾患についての障害年金差額一時金に係る私の情報(特定期間)	H21.3.30	H22.1.13	289	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	不支給決定した私の遺族補償給付及び葬祭料の給付にかかわる調査復命書とその添付書類	H21.4.6	H22.1.18	287	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	特定労働者災害補償審査官に審査請求した遺族補償給付及び葬祭料の審査請求事件に係る調査資料一式	H21.6.24	H22.1.12	202	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	労災給付決定に係る①特定日付調査結果復命書②特定日付調査結果復命書③請求人聴取書④建築物に関するアスベスト含有建築材料調査結果報告書⑤その他の資料一切	H21.6.25	H22.1.19	208	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	特定日発生の災害にかかる調査結果復命書(障害報告書)	H21.7.22	H22.1.15	177	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	特定日付の申請に係る「調停カード」(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第18条関係)	H21.4.20	H21.11.25	219	業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の審査・検討に時間を要したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

④ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	特定ハローワークで保有している特定日から現在までの私に関する情報	H19.5.31	H22.3.31	1035	開示・不開示を判断する資料が大量であり、調査検討に時間を要したことに加え、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定ハローワークで保有している特定日から現在までの私に関する情報のうち質問回答票に記載されていない文書	H19.5.31	H22.3.31	1035	開示・不開示を判断する資料が大量であり、調査検討に時間を要したことに加え、所管業務が著しく繁忙であったため。
	私が国に対して提起している訴訟にあたり、特定労働局が保有している特定日から現在までの私に関する情報	H19.5.31	H22.3.31	1035	開示・不開示を判断する資料が大量であり、調査検討に時間を要したことに加え、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日に特定公共職業安定所保険係に相談した記録	H19.10.15	H21.6.25	619	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。
	自分に係わる審査請求に関して審査官が保管している退職届控えの写し及び審査官が保管している特定日に特定公共職業安定所、特定労働基準監督署に相談に行った際の相談内容の記録	H19.10.15	H22.3.31	898	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。
	特定病院の診療報酬不正請求に関する件につき、特定病院に対して実施された指導、監査に関する書類、本件に関して作成された書類(会議録等)のうち私に係るもの	H21.1.23	H22.3.31	432	業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の審査・検討に時間を要したため。
社会保険庁	本人に係る厚生年金の支給停止通知等の一部開示決定に関する件	H20.9.3	H21.4.23	230	業務多忙により時間を要したため。
	厚生年金被保険者台帳のマイクロフィルムに保存されている本人に関する情報の開示決定に関する件	H20.10.16	H21.4.23	187	業務多忙により時間を要したため。
	特定日付け特定番号の三重社会保険事務局年金課長から本人あての回答文書の開示決定に関する件	H21.1.19	H21.4.30	101	業務多忙により時間を要したため。
国土交通省	河川事務所に係る工事等関係文書の不開示決定	H18.12.5	H21.11.19	1080	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.3.29	H21.7.3	827	業務が多忙を極めている事に加え、同一事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.5.15	H21.7.3	780	業務が多忙を極めている事に加え、同一事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.8.7	H21.7.3	696	業務が多忙を極めている事に加え、同一事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.8.7	H21.7.3	696	業務が多忙を極めている事に加え、同一事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が申告した相談に関する書類の不開示決定	H19.12.26	H21.6.17	539	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が申告した相談に関する書類の不開示決定	H19.12.26	H21.6.17	527	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が指定した書類に関する不開示決定	H20.5.1	H21.4.9	343	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	保有個人情報(記載されている内容、文字が判読不明のため、請求内容不明)の不開示決定	H20.10.3	H22.3.26	539	審査請求書の判読に時間を要したため。
	検査対象外軽自動車届出台帳に関する書類の不開示決定	H20.10.8	H21.10.1	358	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が提出した要望書に関する書類の開示決定	H20.10.14	H22.1.12	455	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が提出した要望書に関する書類の開示決定	H20.10.14	H22.1.12	455	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が提出した要望書に関する書類の不開示決定	H20.11.4	H21.11.19	380	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人の不服申立てに関する書類の開示決定	H21.3.31	H21.12.18	262	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人の不服申立てに関する書類の開示決定	H21.5.11	H21.12.18	221	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	保有個人情報(記載されている内容、文字が判読不明のため、請求内容不明)の不開示決定	H21.12.24	H22.3.26	92	審査請求書の判読に時間を要したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H20.9.29	548	業務が繁忙を極めているため。
	退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H20.9.29	548	業務が繁忙を極めているため。
	退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H20.9.29	548	業務が繁忙を極めているため。
	退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H20.9.29	548	業務が繁忙を極めているため。
	退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H20.9.29	548	業務が繁忙を極めているため。
	難民認定申請及び退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H20.11.14	502	業務が繁忙を極めているため。
	難民認定申請関係書類の一部を不開示とした処分を不服とするもの	H21.10.6	176	業務が繁忙を極めているため。
厚生労働省	特定労働局・総務部・総務課で保有する、国家公務員法、「勤務成績の評定の手続及び記録に関する政令」により作成された勤務評定記録書(付属書類含む)で、「開示請求人」にかかる全てのもの	H20.10.17	530	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局・総務部・総務課で保有する、国家公務員法、「人事記録の記載事項等に関する政令」により作成された人事記録(付属書類含む)で、「開示請求人」にかかる全てのもの	H20.10.17	530	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日に申請したあっせんに係る関係書類一切	H21.8.28	215	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	解雇予告外認定除外申請にかかる文書	H19.8.13	961	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定大学から特定労働基準監督署に提出された本人に関する解雇予告除外申請に係る決裁文書	H20.2.5	785	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	安全衛生指導復命書	H21.1.28	427	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。
	特定労働基準監督署に対し行った申告にかかる情報のうち、特定期間の情報	H20.7.31	608	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署が保有する私の情報すべて(特定事業場の不当についての申告すべて)	H21.6.4	300	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署が保有する私の情報すべて(特定事業場の就業規則(変更)届すべて)	H21.6.4	300	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	申告処理台帳及び添付書類	H21.6.5	299	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働監督署に申告した産業医及び衛生管理者に不在に関する調査結果。申告処理台帳とその書類	H21.6.22	282	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定法人について特定労働基準監督署へ申告したことによって作成された申告処理台帳	H21.8.27	216	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署労働基準監督官が特定日付で発行された是正勧告書(控)	H21.9.11	201	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	開示請求者本人の申立により、特定労働基準監督署労働基準監督官特定日付で発行された是正勧告書(控)	H21.9.11	201	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	請求人の平労働災害事故に関する是正報告書等是正に関する資料	H21.10.13	169	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	請求人の平労働災害事故に関する是正報告書等是正に関する資料	H21.12.11	110	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労働災害事故に関する災害発生原因調査関係書類	H21.12.11	110	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	請求人にかかる申告処理台帳及び添付資料	H21.12.15	106	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	開示請求者の特定事業場での残業に関する報告書と、その請求の根拠や具体的結果(特定期間)など全て及び特定労働基準監督署において開示請求者が特定事業場から解雇通知を受けて相談・対応した時の全記録	H21.12.21	100	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	遺族補償年金支給申請に係る、実地調査復命書及び同復命書に添付された一件書類	H21.7.27	247	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労働者災害補償保険、療養補償給付等、休業補償給付等の調査復命書と添付書類	H21.8.4	239	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	遺族補償年金支給請求及び葬祭料請求を不支給とした経過が分かる調査関係書類(調査復命書)	H21.8.10	233	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書について、特定労働基準監督署長が不支給決定した理由の分かる書類	H21.8.13	230	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	療養補償給付の業務上外にかかる実地調査復命書	H21.9.24	188	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定番号の訴訟関係文書で、裁判所に提出されていない部内で作成された文書(地裁)	H21.10.9	173	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定番号の訴訟関係文書で、裁判所に提出されていない部内で作成された文書(高裁)	H21.10.9	173	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	請求人の特定日付労災保険請求にかかる特定番号について処分していないことなどを示す部内作成文書(特定労働基準監督署)	H21.10.9	173	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労災保険給付請求に関して、請求が請求人のものでないということなどについての調査記録一式(特定労働基準監督署)	H21.10.9	173	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日付で特定労働基準監督署が不支給決定をした療養の調査復命書と添付書類	H21.10.21	161	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定期間に特定労基署から特定事業所に問い合わせた私の有機溶剤中毒に関する事の内容、返答	H21.11.10	141	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署に請求した休業補償給付に関して特定病院から提出のあった意見書	H21.11.12	139	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署に電話した際、次長が、特定労働基準監督署が作成した私に関する文書を読み上げ、その内容を私に教えた。この作成した文書	H21.11.19	132	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労災保険不支給決定通知にかかる調査結果復命書及び添付書類	H21.11.20	131	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害認定9級の実地調査復命書	H21.11.27	124	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	本人の労災申請につき、特定日付でなした不支給決定に係る調査復命書及び全ての関係書類	H21.11.30	121	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署で調査した私の休業補償に関する調査書類(添付資料一切を含む)	H21.12.10	111	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署で調査した私の労働者性に関する調査書類(添付資料一切を含む)	H21.12.10	111	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署で調査した私の後遺障害等級に関する調査書類(添付資料一切を含む)	H21.12.10	111	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労災保険請求に関して、請求及び処分の具体的内容、関係条文、時効についての記載がある部内で作成された文書(ただし、労災請求書及び不支給決定通知を除く)	H21.12.17	104	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
請求人に係る保険給付記録票原本(特定労働基準監督署)	H21.12.17	104	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
特定公共職業安定所が保有する本人が特定事業場を雇用保険の資格喪失に関する処理経過及び内容のわかるものすべて	H21.11.30	121	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。	
請求人が特定健康保険組合が発行する保険証を用いて受けた治療に係る傷病手当金不支給決定に対して行った、再審査請求の際に使用した診療報酬明細書の写し	H21.8.10	233	業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の審査・検討に時間を要したため。	

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
厚生労働省	国民年金障害基礎年金の請求書の写し(添付書類を含む)	H21.4.30	335	関係機関との調整等、対応方針の検討に時間を要したため。また所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定番号のの起案決裁書、同号回答に至るまでの請求文書等及び国民年金記録照会申立依頼書に対する請求者宛の回答書	H21.6.6	298	関係機関との調整等、対応方針の検討に時間を要したため。また所管業務が著しく繁忙であったため。
	国民年金記録確認に係る貴部門(特定行政評価事務所)にて調査した申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断された資料すべて	H21.12.7	114	関係機関との調整等、対応方針の検討に時間を要したため。また所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	請求人の土地に係る書類等の利用目的に関する情報の不開示決定	H18.2.20	1500	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人の土地に関する書類の開示決定	H18.2.28	1492	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人に係る書類に関する不開示決定	H18.3.20	1472	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	建築指導に関する書類の不開示決定	H19.1.26	1160	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	建築指導に関する書類の不開示決定	H19.3.5	1122	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が申告した苦情・相談に関する書類の不開示決定	H21.9.18	194	審査すべき文書が大量であり、確認に時間を要しているため。
	保有個人情報の開示決定等に関する書類の開示決定	H21.10.9	173	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人の不服申立てに関する書類の開示決定	H21.10.27	155	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が申告した苦情・相談に関する書類の不開示決定	H21.11.4	147	審査すべき文書が大量であり、確認に時間を要しているため。
	請求人の不服申立てに関する書類の開示決定	H21.11.13	138	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	保有個人情報の開示決定等に関する書類の開示決定	H21.11.13	138	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H21.11.13	138	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑥ 今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
国家公安委員会	国家公安委員会が情報公開事務を警察庁に取り扱わせているのか判る文書の開示請求について、形式的不備としてなした不開示決定	H21.3.2	H21.7.3	123	決定をするに当たり慎重な検討を要したもの。
	本人に係る保有個人情報に対する開示請求について形式的不備としてなした不開示決定	H21.9.14	H22.1.7	115	意見陳述を実施する等、決定をするに当たり慎重な検討を要したもの。
警察庁	特定日に受け取った郵便物は何故書留になっているのか判る文書等に対する開示請求について、形式上の不備を理由とした不開示決定に対する不服申立て	H21.3.2	H21.7.2	122	不服申立てで事案が重なったため。
法務省	請求の一部について決定がなされなかったこと及び文書不存による不開示決定を不服とするもの	H21.10.5	H22.1.8	95	原処分時に特定されていなかった保有個人情報に係る裁決の在り方等につき検討に時間を要したため。
	特定刑事施設にいる特定個人あてに本人が提出した文書の不許可処分に対する決定等に関する文書の存否応答拒否を不服とするもの	H21.3.30	H21.9.2	156	裁決の方針を含め、処理が極めて困難な事案であったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑦ 調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中の事案のうち、答申を受けてからの経過日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情
法務省	仮放免許可申請関係記録を一部不開示とした処分を不服とするもの	H22.1.25	65日	業務が繁忙を極めているため。

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑧ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	審査請求事件綴一式	H20.7.4	H21.4.3	273	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	労災給付請求に係る調査復命書	H20.7.25	H21.4.8	257	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	請求人に関する行政訴訟にかかる書類一式	H20.8.11	H22.3.26	592	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	請求人に関する行政訴訟にかかる書類一式	H20.8.11	H22.3.26	592	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	特定日特定番号に基づき開示を受けた文書のうち、決定書	H20.11.27	H22.3.26	484	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	療養補償給付にかかる調査復命書及びその一式	H20.12.25	H22.3.29	459	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	遺族給付請求書、監督者が調査した調査書類及び添付書類、決定決議	H21.4.27	H22.3.29	336	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	特定日の特定労働基準局長あて文書「行政事件訴訟にかかる報告について」の添付書類の関係書類一式	H21.6.23	H22.3.29	279	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	労働保険審査会に提出した退職届控えの写しの特定公共職業安定所に保存している退職届控え(又は写し)の開示	H19.12.20	H22.3.31	832	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。
	退職届け控えの写し	H20.1.30	H22.3.31	791	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。
	自分が特定時期に特定公共職業安定所に提出した離職票	H20.11.19	H22.3.30	496	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。
請求者が特定会社のセクシャルハラスメントの権て雇用均等室に相談した際に作成された相談記録すべて。	H21.1.23	H21.9.8	228	業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の審査・検討に時間を要したため。	
社会保険庁	請求人の年金加入記録及び納付状況	H20.8.26	H21.4.16	233	関係機関との調整等、対応方針の検討に時間を要したため。また所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不訂正決定	H20.12.19	H21.10.22	307	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑨ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定日付通知のあった保有個人情報の訂正をしない旨の決定処分関係文書一式	H21.4.30	330	業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書が大量にあるため審査・検討に時間を要したため。

【利用停止請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑩ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定会社に対して情報公開法に基づき開示した人事異動内示一覧、人事異動内示表、新規採用名簿等	H20.9.16	H21.9.10	359	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。

【利用停止請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑪ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	夫のレントゲン等を医療機関に返還し、労災病院の医師回答を破棄し、社会保険審査会から取り下げる	H21.6.10	291	関係機関との調整等、対応方針の検討に時間を要したため。また所管業務が著しく繁忙であったため。

【訴訟の状況】

⑫ 訴訟の状況

<第1審>

1. 今年度中に提訴された事件

機関名	提訴年月日	裁判所	事件番号	行政庁
金融庁	H21.6.12	(名古屋地裁) 福岡地裁	(21(行ウ)50) 21(行ウ)31	金融庁長官
総務省	H22.2.10	横浜地裁	22(行ウ)6	神奈川行政評価事務所長
法務省	H21.10.30	長野地裁	21(行ウ)15	長野地方法務局長
国税庁	H21.9.4	東京地裁	21(行ウ)284	国税庁長官
	H22.2.15	東京地裁	22(行ウ)58	東村山税務署長・所沢税務署長
厚生労働省	H21.8.27	札幌地裁	21(行ウ)28	北海道労働局長
国土交通省	H21.10.20	東京地裁	21(行ウ)469	関東運輸局長
	H21.11.20	東京地裁	21(行ウ)515	関東運輸局長

※名古屋地裁から福岡地裁へ移送

2. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	福岡地裁	20(行ウ)44	法務大臣	H22.1.18	<保有個人情報不開示決定取消等請求事件> 平成13年度の旧司法試験第二次試験「論文式試験の科目別得点」を不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求容認	判決確定
国税庁	横浜地裁	20(行ウ)65	保土ヶ谷税務署長	H22.2.3	<存否応答拒否処分取消請求事件> 特定年月日死亡の被相続人に係る相続税申告書及び同被相続人に係る相続税修正申告書の開示請求について、存否応答拒否による不開示決定(後に同決定を取消して不存在の不開示決定を行っている)の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 東京高裁22(行コ)74
	東京地裁	20(行ウ)653	国税庁長官	H21.8.27	<裁決取消請求事件> 審査請求の期限を超過したものととして却下した裁決について取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
	東京地裁	21(行ウ)106	東村山税務署長	H21.8.27	<訴えの追加的併合申立事件> 上記裁決取消請求事件の原処分について取消しを求めたもの。	訴え却下	判決確定
	大阪地裁	21(行ウ)1、5	国税不服審判所長	H22.2.17	<裁決書審査請求却下裁決取消等請求事件> 所得調査書の開示請求について、形式的不備を理由に行った不開示決定の取消しを求めたもの。	請求棄却	国税通則法に基づく審査請求に対する裁決取消訴訟と併せて提訴され、事件番号第5号が行政機関個人情報保護法に係るもの。 原告控訴 大阪高裁22(行コ)41 H22.7.6控訴棄却、判決確定
厚生労働省	名古屋地裁	21(行ウ)105	愛知労働局長	21.6.24	<保有個人情報一部不開示決定取消請求事件> 保有個人情報開示請求について、法第18条第1項により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 名古屋高裁21(行コ)36
	熊本地裁	21(行ウ)10	熊本労働局長	H21.12.18	<不作為の違法確認請求事件> 保有個人情報(離職票)の訂正をしない旨の処分の取り消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 福岡高裁22(行コ)3
国土交通省	東京地裁	21(行ウ)469	関東運輸局長	H22.2.19	<保有個人情報不開示処分取消請求事件> 特定事柄に係る職権打刻台帳に記載された保有個人情報について、開示請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
	東京地裁	21(行ウ)515	関東運輸局長	H22.2.24	<不詳請求事件> 特定された小型二輪自動車の新規検査に係る申請書類に記載された情報のうち、開示請求者以外の特定の個人情報及び法人の印影を不開示とした処分に対し取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 東京高裁22(行コ)86 H22.6.30控訴棄却 原告上告 東京高裁22(行サ)120

<控訴審>

○ 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
厚生労働省	名古屋高裁	21(行コ)36	愛知労働局長	H21.11.26	<裁決取消請求控訴事件> 保有個人情報開示請求について、法第18条第1項により一部不開示とした処分の取消しを求めた審査請求の棄却裁決の取消しを求めたもの。	控訴棄却	判決確定

<上告審>

○ 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	最高裁	20(行ツ)320 20(行ヒ)371	東京矯正管区長	H21.6.4	<行政文書不開示処分取消請求上告事件> 診療録の開示請求を適用除外とした処分の取消しを求めたもの。	上告棄却 上告不受理	

【漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟の状況】

⑬ 漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟の状況

<第1審>

○ 今年度中に提訴された事件

機関名	提訴年月日	裁判所	事件番号	行政庁
防衛省	H21.8.25	東京地裁	21(フ)27979	防衛省